

4 感 対 第 2032 号
令和 4 年 12 月 20 日

各 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長 殿
愛 知 県 議 会 事 務 局 長
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 保 健 医 療 局 長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を
改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）

このことについて、令和 4 年 12 月 9 日付け医政発 1209 第 22 号、産情発 1209 第 2 号、
健発 1209 第 2 号、生食発 1209 第 7 号及び保発 1209 第 3 号で厚生労働省医政局長、同省
大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、同省健康局長、同省大臣官房生活衛生・食
品安全審議官及び同省保険局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知いた
だくとともに、関係機関等への周知に御配慮ください。

なお、下記の関係機関の長には、別に通知しています。

記

公益社団法人愛知県医師会
一般社団法人愛知県歯科医師会
一般社団法人愛知県薬剤師会
一般社団法人愛知県病院協会
一般社団法人愛知県医療法人協会
公益社団法人愛知県獣医師会
各感染症指定医療機関

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室感染症グループ
電 話 052-954-7490（ダイヤルイン）
電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp